

認定農業者

燃油高騰等により影響を受けている
農業者の皆様へのお知らせ

農業省エネ対策緊急支援事業 (土地利用型作物生産農家向け)

燃油高騰等の影響により、生産コストが大きく増加している県内農業者の皆様
に経営の継続を支援するため、**農業用機械の省エネ利用のための点検、
修理等に要する費用を支援**します。

なお、**山口市に住所もしくは主たる事業所を有する方は、対象経費の1/4以内を山口市が支援**します。

支援内容

対象経費

以下の農業用機械の点検、修理等に要する経費。ただし、**消費税を除く**

- ① 乗用型トラクタ (30馬力以上)、② 乗用型田植機 (4条植以上)、
③ コンバイン (3条刈以上等)、④ 乗用管理機、⑤ スピードプレーヤー

対象者

土地利用型作物 (水稻、麦、大豆、露地野菜、果樹等) を生産する以下の農業者

- ① **認定農業者**、② **認定農業者に準ずる者 (認定新規就農者等)**

助成金額

点検、修理等に要した経費の**1/2以内 (※上限30万円)**

※申請多数の場合は、助成金額上限が減額となる場合があります。

※助成金の振込手数料は申請者負担となります。



対象期間

令和4年4月1日 [金] ~ 令和5年1月31日 [火]

※**対象期間中に発注、設置かつ支払を済ませた経費が対象**

申請方法

※申請については1人1回までとなります

申請期間

令和4年8月18日 [木] ~ 令和4年10月31日 [月]

提出書類

- ①申請書 (様式第1号2)、チェックシート
②認定されていることがわかる資料の写し (認定農業者、認定新規就農者の場合)
③**山口市長あて申請書 (山口市に申請される方のみ)**

申請書様式

事務局ホームページからダウンロード (下記QRコード参照)

※山口市長あての申請書については、山口市ホームページよりダウンロード

又は 最寄りのJA、市町農政担当課、農林水産事務所農業部で入手

提出先

最寄りのJA (営農センター・統括本部営農経済部)、
市町農政担当課、農林水産事務所農業部まで持参

事務局

JA山口中央会 農政対策部 TEL 083-973-2247

ホームページ <http://www.ja-yamaguchi.jp/jigyoku22.html>

相談窓口

●JA山口県 山口統括本部 営農経済部 TEL 083-922-5632

●JA山口県 阿東営農センター TEL 083-956-2170

●JA山口県 山口中央営農センター TEL 083-934-4800

●JA山口県 山口南営農センター TEL 083-902-1690

●山口市 農業政策課

●小郡総合支所 農林課

●秋穂総合支所 農林土木課

●阿東総合支所 農林課

●山口農林水産事務所 農業部

TEL 083-934-2817

TEL 083-973-2457

TEL 083-984-8027

TEL 083-956-0982

TEL 083-922-5249



JA山口中央会
ホームページ